

2021年4月9日

保護者各位

甲陽学院高等学校校長 今西 昭

「まん延防止等重点措置」の適用を受けて

ご承知の通り、4月5日から西宮市、神戸市、芦屋市、尼崎市、大阪市に「まん延防止等重点措置」が適用されることとなりました。この措置は、緊急事態宣言に伴う総合的な制限措置とは異なり、特定の地域において特定の業態に係る活動を制限するものです。今回の重点措置は、当該市に対して夜の飲食等を制限するものであり、教育活動を制限するものではありません。

しかしながら、変異株の広がりなど感染リスクが非常に高まっていることを踏まえ、あらためて感染拡大防止にご協力をお願いいたします。特に食事時をはじめとした「マスクなしでの会話」が危険であることなど、ご家庭におかれてもご指導いただければ幸いです。

また昨年度にも行いました「時差登校」につきましても、4月10日（土）から再開することとします。具体的な始業時間、下校時間等はご子息を通じてお知らせします。

なお従来通りですが、以下の場合には登校を控えていただきますようお願いいたします。その際は「欠席扱い」になりませんが、登校再開後その旨の「届」をご提出ください。

A. 生徒本人の状況

1	発熱や風邪症状がみられる場合 (呼吸症状、倦怠感等を含む)	治癒するまで(医師が登校すべきでないとした期間)
2	濃厚接触者に特定された場合	保健所から指定された期間(目安は14日間)
3	PCR・抗原検査の対象となった場合	医師・保健所から指定された期間
4	感染が判明した場合	治癒するまで(主治医・保健所の判断)

B. 同居家族の状況

1	発熱や風邪症状がみられる場合 (呼吸症状、倦怠感等を含む)	同居家族の症状が消失するまで
2	濃厚接触者に特定された場合	同居家族の検査結果が判明するまで(陰性なら登校可)
3	PCR・抗原検査の対象となった場合	同居家族の検査結果が判明するまで(陰性なら登校可)
4	感染が判明した場合	A-2、A-3へ

*表のB-1については感染状況がレベル2・3の場合に適用される規定です(現時点では適用されます)。また、B-2、B-3で陰性であっても医師や保健所からの指示がある場合はそれに従ってください。